第二十五条の十七第七項第二号イ中「第三十五項」を「第四十一項」に改め、同条第八項第一号中「対するもの」の下に「（公益信託の信託財産とするためのものを除く。）」を加え、同条第十二項中「第三十四項」を「第四十項」に改め、同条第十六項中「係る公益法人等」の下に「（同条第四項第三号の規定の適用がある場合には、同号に規定する主宰受託者。以下第十八項まで及び第三十八項において同じ。）」を加え、「解散を」を「解散又は死亡を」に、「前日」を「前日）又は死亡の日」に、「の住所は、その」を「（個人を除く。）の住所は、その本店又は」に改め、同条第二十一項中「及び第二十六項」を「、第二十五項及び第三十二項」に、「合併により同条第六項」を「同条第六項に規定する合併により同項」に改め、同条第二十二項を次のように改める。

22　特定贈与等を受けた公益法人等が、法第四十条第七項に規定する解散による残余財産の分配又は引渡しにより同項に規定する財産等を同項に規定する他の公益法人等に移転し、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該解散の日の前日までに、同項に規定する書類に、同項に規定する解散引継法人等が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該公益法人等の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の十七第三十五項を同条第四十一項とし、同条第三十四項を同条第四十項とし、同条第三十三項中「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十二項中「第四十条第十八項」を「第四十条第二十項」に、「同条第二十項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十一項中「第四十条第十六項」を「第四十条第十八項」に、「が同項」を「（当該公益法人等が同条第一項第二号に規定する公益信託の受託者である場合において、当該公益信託の受託者が二以上あるときは、その同条第四項第三号に規定する主宰受託者。以下この項において同じ。）が同条第十八項」に、「主たる事務所の所在地」を「本店又は主たる事務所の所在地（当該公益法人等が個人である場合には、当該公益法人等の納税地）」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十項を同条第三十六項とし、同条第二十九項中「第四十条第十四項」を「第四十条第十六項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第二十八項中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に、「同条第十二項」を「同条第十四項」に、「第二十五項各号」を「第二十七項各号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十七項中「引継法人」を「引継法人等」に、「場合、」を「場合又は同項に規定する引継財産を同項に規定する公益信託の信託財産として受け入れた場合、」に、「場合及び」を「場合、」に、「場合に」を「場合及び同条第十一項に規定する引継受託者が同項に規定する当初受託者から同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等の移転を受けた場合に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該引継法人等が当該当初法人から当該引継財産を当該公益信託の信託財産として受け入れた場合について準用するときは、前項中「主たる事務所の所在地」とあるのは、「本店又は主たる事務所の所在地（当該引継法人等が個人である場合には、当該引継法人等の納税地）」と、当該引継受託者が当該当初受託者から当該任務終了事由等により当該財産等の移転を受けた場合について準用するときは、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは、「本店又は主たる事務所の所在地（当該引継受託者が個人である場合には、当該引継受託者の納税地）」と、それぞれ読み替えるものとする。

第二十五条の十七第二十七項を同条第三十三項とし、同条第二十六項中「第四十条第十一項」を「第四十条第十三項」に、「合併により資産」を「同条第六項に規定する合併により資産」に、「同項の」を「同条第十三項の」に、「合併により移転」を「当該合併により移転」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十五項第一号中「第二十八項」を「第三十四項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同項の次に次の四項を加える。

28　法第四十条第十一項に規定する政令で定める場合は、同条第一項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈につき第十三項第二号に掲げる事実が生じたことにより、国税庁長官が同条第一項後段の承認を取り消すことができる場合とする。

29　法第四十条第十一項に規定する当初受託者が、同項に規定する任務終了事由等により同項に規定する財産等を同項に規定する引継受託者に移転しようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する認可又は届出の日の前日までに、同項に規定する書類に、当該引継受託者が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該当初受託者の本店又は主たる事務所の所在地（当該当初受託者が個人である場合には、当該当初受託者の納税地）の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

30　第二十八項の規定は、法第四十条第十二項に規定する政令で定める場合について準用する。

31　法第四十条第十二項に規定する当初公益信託の受託者が、同項に規定する公益信託の終了により同項に規定する財産等を同項に規定する他の公益法人等に移転し、又は同項に規定する他の公益信託の信託財産としようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、当該公益信託の終了の日の前日までに、同項に規定する書類に、同項に規定する帰属権利者が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該当初公益信託の受託者の本店又は主たる事務所の所在地（当該当初公益信託の受託者が個人である場合には、当該当初公益信託の受託者の納税地）の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の十七第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　第二十一項の規定は、特定贈与等を受けた法第四十条第九項に規定する特定一般法人が同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する受贈公益法人等に贈与しようとする場合又は同条第十項に規定する譲渡法人が同項の規定により同項に規定する財産等を同項に規定する譲受法人に贈与をしようとする場合について準用する。

第二十五条の十七第二十二項の次に次の一項を加える。

23　法第四十条第八項に規定する当初法人が、同項の規定により同項に規定する引継財産（次項において「引継財産」という。）を同条第八項に規定する他の公益法人等に贈与し、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする場合において、同項の規定の適用を受けようとするときは、同項に規定する贈与等の日の前日までに、同項に規定する書類に、同項に規定する引継法人等が同項の規定の適用を受けることを確認したことを証する書類を添付して、これを当該当初法人の主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

第二十五条の十九の三第二項中「全て」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第二号に掲げる要件）」を加え、同条第四項中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第五項第一号中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、ハに掲げる要件を除く。）」を加え、同項第二号中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）」を加え、同項第三号中「の全てに該当する外国関係会社」を「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、トに掲げる要件を除く。）の全てに該当する外国関係会社」に改める。

第二十五条の二十第二項中「に関する法令（」を「（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び法人税法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。）に関する法令（当該」に改める。

第二十六条第二項中「同条第三十三項」を「同条第三十五項」に改め、同条第二十七項中「第四十一条第十五項」を「第四十一条第十七項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に改め、同条第二十八項中「第四十一条第十六項に」を「第四十一条第十八項に」に改め、同項第一号中「第四十一条第十六項」を「第四十一条第十八項」に、「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十一条第十七項」を「第四十一条第十九項」に、「同条第十六項」を「同